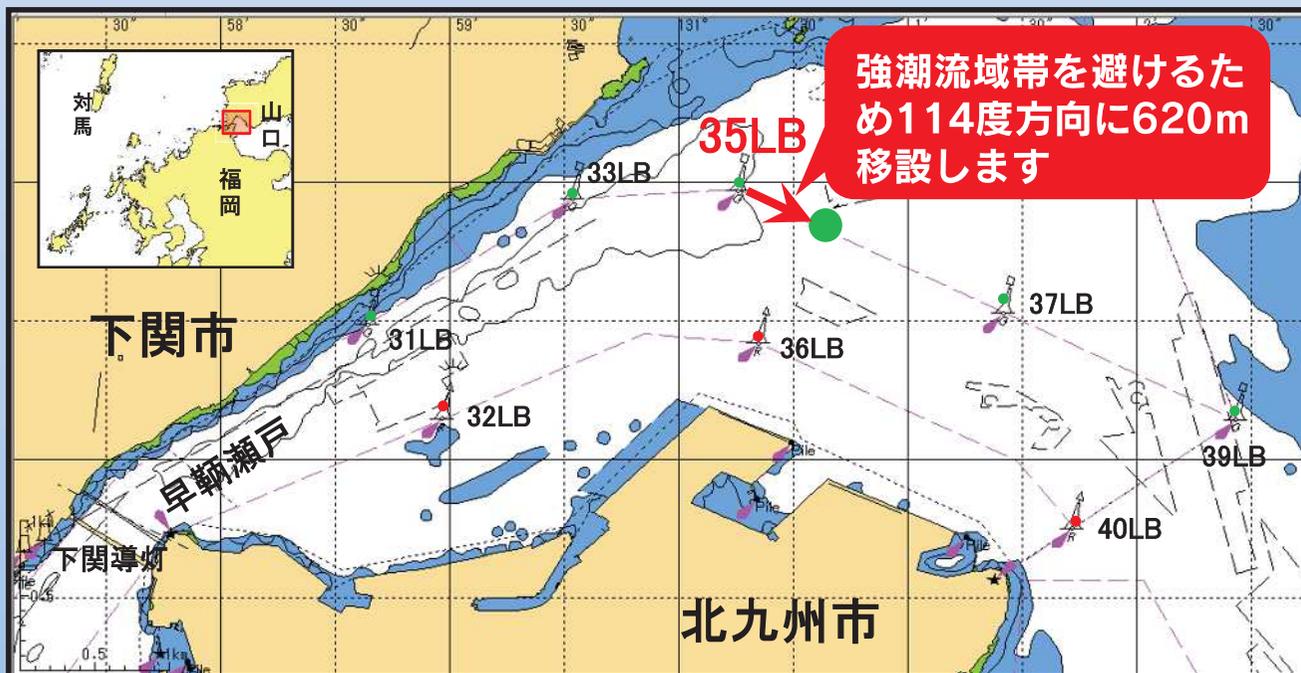


関門航路第35号灯浮標を移設



【留意事項】

◆ 灯浮標は移設しますが、航路法線は変更ありません。

◆ 35号灯浮標を変針目標としていた船舶は特に注意願います。
(航路内右側航行の励行！)

1. 移設予定日

平成27年10月下旬

2. 移設位置

北緯 33度58分50秒

東経131度00分37秒

3. 旧設置位置

北緯 33度58分58秒

東経131度00分15秒

関門航路第35号灯浮標は、東流れの強潮流域帯に設置されているため、船舶が圧流され、灯浮標に接触する事故が多発しています。灯浮標の消灯、流出防止のために、今回の位置に移設させます。

移設完了後、旧設置位置には標識はありませんのでご注意願います。

関門航路第35号灯浮標の標識番号夜間常時点灯開始！

現状



変更

変更



1. 番号発光点灯予定日

平成27年10月下旬

2. 点灯内容

「35」を夜間常時点灯(緑色)



第七管区海上保安本部交通部

関門海峡航行参考図

本図は、航海のための参考資料であり、航海には必ずW135など最新の海図を使用すること。

2015年
関門港長

AISの適切な運用
国際VHF16ch常時聴守
海の緊急連絡は「118番」

- ・港内又は港の境界付近を航行するときは、AISの目的地情報を送信しなければなりません。(一部船舶を除く。)
- ・関門港内の情報の聴取義務海域においては、関門海峡海上交通センターからの情報提供を聴取する義務があります。(一部船舶を除く。)

関門港の注意すべき航法(抜粋)

凡例	関門航路と関門第2航路の航行船が出会う場合	関門第2航路と安瀬航路又は若松航路の航行船が出会う場合
関門航路航行船と戸畑航路航行船が出会う場合	戸畑航路と若松航路の航行船が関門航路で出会う場合	

関門航路において周囲の状況を検討し、次の各号のいずれにも該当する場合には、他の船舶を避けなければならない。(ただし、早瀬瀬戸水路を除く。)

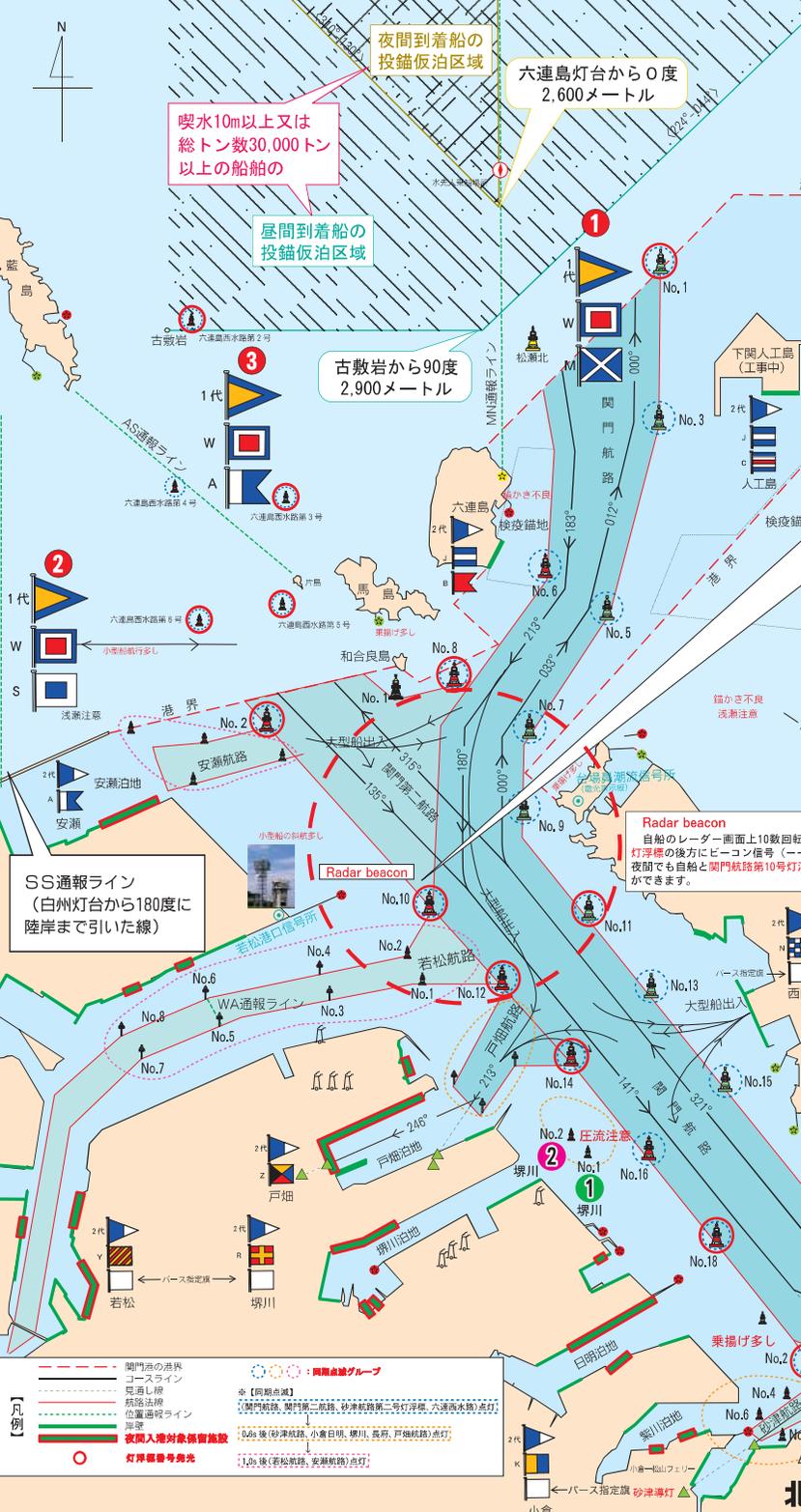
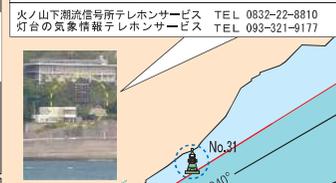
- 1 当該他の船舶が自船を安全に通過させるための動作をとることを必要としないとき。
- 2 自船以外の船舶の進路を安全に避けられるとき。

火ノ山下潮流信号所の早瀬瀬戸潮流情報

表示例	表示の種類	表示の意味
	E又はW	E: 東への流れ、W: 西への流れ
	0~13の数字	潮流の速力、単位はノット
	I又はII	I: 今後早くなる、II: 今後遅くなる

表示例の意味
「ただし東へは東への流れで9ノット、潮流は今後早くなります。」

火ノ山下潮流信号所テレホンサービス TEL 0832-22-9810
灯台の気象情報テレホンサービス TEL 093-321-9177



夜間到着船の投錨仮泊区域
昼間到着船の投錨仮泊区域
喫水10m以上又は総トン数30,000トン以上の船舶の

六連島灯台から0度 2,600メートル
古敷岩から90度 2,900メートル

SS通報ライン (白州灯台から180度に陸岸まで引いた線)

Radar beacon
自船のレーダー画面に10秒回転し1回、関門航路第10号灯浮標の後方にビーム信号(→)が表示されるので、夜間でも自船と関門航路第10号灯浮標の位置を確認することができます。

Radar beacon
自船のレーダー画面に10秒回転し1回、関門航路第10号灯浮標の後方にビーム信号(→)が表示されるので、夜間でも自船と関門航路第10号灯浮標の位置を確認することができます。

早瀬瀬戸水路
注意：青色部分は東流、赤色部分は西流時の強潮流域
東流西流とも東航船は航路中央より圧流される傾向あり。
【復速4ノット以上】
潮流をさかのぼり早瀬瀬戸を航行する汽船は潮流の速度に4ノットを加えた速力以上の速力を保たなければなりません。
【追越し禁止】
早瀬瀬戸水路では他の船舶を追い越してはなりません。

早瀬信号所の管制信号
・総トン数10,000トン(油送船は3,000トン)以上の船舶は、管制信号に注意し早瀬瀬戸水路での行合いを防止すること。
・他の船舶も出来るだけ行合いを避けること。

信号の方法	信号の意味
	総トン数10,000トン(油送船にあっては、3,000トン)以上の東航船があるから、西航船は、連航に注意しなければならないこと。
	総トン数10,000トン(油送船にあっては、3,000トン)以上の西航船があるから、東航船は、連航に注意しなければならないこと。
	総トン数10,000トン(油送船にあっては、3,000トン)以上の東航船及び西航船があるから、東航船及び西航船は、連航に注意しなければならないこと。

番号	信号	信号の意味
1		西口の六連島東方に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する
2		西口の馬島西方から白州・白鳥南方に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する
3		西口の馬島西方から藍島東方に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する
4		東口に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する

関門港内においては、総トン数300トンを超える雑種船以外の船舶は、数字旗の1を掲げること。
※「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び艀舟その他のかいのみをもって 数字旗の1:

関門港の通過時及び出港時の進路信号

関門港の注意すべき航法(抜粋)の凡例

北九州市

（携帯用）
関門海峡情報はこちらへ0